

# 令和元年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 令和2年2月17日

場 所 ピュアリティまきび

## 令和元年度岡山県海面利用協議会議事録

1 開催日時 令和2年2月17日 13:30～14:30

2 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3 出席者

### 【委員】

川渕 義徳	委員	濱野 力	委員
原田 房行	委員	山崎 徹成	委員
横前 博文	委員	尾崎 満	委員
千田 博通	委員	宮本 幹央	委員

(欠席)

奥野 ミエ子	委員
西田 久志	委員
中田 和義	委員
山口 美幸	委員

### 【事務局】

岡山県農林水産部水産課	課長	石飛 博敏
	総括副参事	鳥井 正也
	技師	吉田 創平
	技師	角田 成美

## 令和元年度岡山県海面利用協議会議事内容

### 【事務局】

ただいまより、令和元年度岡山県海面利用協議会を開催させていただきます。開会にあたりまして岡山県農林水産部水産課長の石飛より御挨拶申し上げます。

### 【水産課長】

失礼いたします。水産課長の石飛でございます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、当協議会に御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会でございますが、漁業と海洋性レクリエーションとの調整を図り円滑な海面利用に努める、ということを目的としまして、平成7年に設置されております。20年以上が経過しているところでございますが、未だに遊漁者による漁場の独占や、必要以上の釣りすぎといった問題の他、夜たき釣や保護水面での釣り、というような法令違反も散見されているところでございます。このような問題に対して、県ではルールやマナーの啓発を行うとともに、本日御出席の海上保安部の方にも御協力をいただきながら指導・取締を行っているところでございます。

本日は委員の皆様方それぞれの立場で御意見を賜りまして、問題の解決につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

### 【事務局】

事務局の方から本日御出席の委員の皆様方の紹介をさせていただきます。本日お配りしました資料の、次第の次のページに委員名簿と本日御出席の委員の皆様方の名簿を載せてございますので御覧いただきたいと思っております。

(委員の紹介)

本日は奥野委員、西田委員、中田委員、山口委員が欠席となっております。本日委員8名の御出席をいただいております。本協議会の規約第6条第2項の規定によりまして、過半数の委員の出席をいただいておりますため、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは以後、議事進行を濱野会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

### 【濱野会長】

それでは皆さん今日はお忙しい中どうも御苦勞様です。

さっそく議事に入らせていただきます。それでは議事の1「平成30年、令和元年度協議会の概要について」、事務局の方から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

(議事1「平成30年、令和元年度協議会の概要について」を資料に沿って説明)

**【濱野会長】**

ただいま事務局から説明のありました「平成30年、令和元年度協議会の概要について」御質問、要望等がありましたらお願いいたします。

**【尾崎委員】**

船舶免許の書換え講習とは、更新講習のことですよね。

**【事務局】**

そうです。

**【尾崎委員】**

更新講習に来られる免許保持者は、釣り人が多いです。9割ぐらい。その人たちも遵守事項といった船舶操縦者が守るものについては習うのですが、遊漁に対するものはほとんどデータも無いし、習いようがないので、何らかのパンフレットじゃないけど簡単な冊子を作って、それを最後に配って皆さんに「読んでください」と言えば、もう少し効果的な宣伝になるのではないかと思います。

**【事務局】**

御意見ありがとうございます。昨年のこの会議の中で「ルールをあまりに知らない遊漁者の方が多い」という御指摘がありまして、「船舶免許の更新講習のときにルールをお伝えしたらどうか」という御意見をいただきました。今年度からでございますが、「海で楽しむ皆さんへ」というパンフレット等を、船舶免許の更新講習の数が多い海技学院などへ、まず配布させていただきました。実は、実際にお邪魔させていただいて、更新講習の中で少し時間を頂いて「特にこれをやったらいけない」というようなところを説明する時間を5分でも頂きたい、というお願いを始めたところでございます。これをどんどん広げて参りたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

### 【尾崎委員】

実は更新講習はたった1時間しかないのです。ビデオが25分あって35分しかしゃべるところがないので、5分というのは厳しいのではないかと思います。1時間に5分足してくださいと言った方が良いかもしれません。

### 【千田委員】

僕は、風習や常識や慣習や習慣で世の中というのは成り立っているのが一番良いと思っています。それ以外のことが法律になる。皆さんで普通に守れることは守れば良いのですが、毎年同じ問題を言っているのであれば、いっそのことルールを守れない人のために法律にしてしまった方が良いのではないかと思います。資料1ページにあるような「(海洋牧場に関する指導に対して) たまにややこしい人がいて説明しても納得してくれない」というのは憲法上の問題がありますが、(航路に釣り船が集まるというような) 安全上の問題は、憲法改正が理解されるかといったら理解されないのではないかと思います。遊漁船の皆さんだって、法律にしてしまった方がよっぽど分かりやすいと思うのですが、法律で縛るような動きになった方が良いのではないのでしょうか。

### 【事務局】

御意見ありがとうございました。年に数人ややこしい人がいるということですが、これはほとんどまきえ釣若しくは夜たき釣の案件が多いです。いずれも県の規則でございます。違反したら「県の規則違反」となり、たかだかと言ってはいけません、上限が10万円の罰金となっております。実は、いろんな漁業者が集まる協議会の中でも、「遊漁者に対する罰則が非常に甘い」という意見が出ております。後ほど漁業法改正の説明をいたしますが、漁業者に対する罰則が強化されております。そのようなことから、全国的に、遊漁者の問題やモラルの問題等について各県が要望をまとめ、国に要望していくのはどうか、という動きがございます。どうしてもルールを守らない者については、規則違反ではなくて漁業法の罰則、そういったものに強化してほしいというような意向を各県持っております。ただ、国がそれをもってすぐに、ということにはなかなかならないですが、時間はかかるかもしれませんが、要望を受けてそれを国に持っていきたいと考えております。

### 【濱野会長】

それでは、他に御意見がないようですので、引き続きまして、議事2「遊漁の現状及び問題点について」と、議事の3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、事務局からお願いします。

**【事務局】**

(議事2「遊漁の現状及び問題点について」と、議事の3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」を資料に沿って説明)

**【濱野会長】**

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました「遊漁の現状及び問題点について」と「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、御意見・御質問があればお願いいたします。

**【千田委員】**

2つに分けて考えないといけないと思う。この後説明される漁業法改正の内容は、漁業権を持った人をくくる話ですよ。例えば、救命胴着を着ないといけない、とかは皆さんやられるのだけど、漁業権を持っていない人の話をしないと、分けて考えないといけないと思います。例えば、9ページの指導計画の中で、「夜たき釣や遊漁者に、」とありますけど、これは健全な遊漁者だったらしても良い訳ですか。「船舶を利用したまきえ」はダメなのでしょう。一緒くたにしていまいませんか。

**【事務局】**

9ページの指導計画で列挙しております夜たき釣、遊漁者によるまきえ釣、保護水面での採捕行為は、いずれも、県の漁業調整規則に基づいて禁止された採捕行為となります。したがって、漁業法の下で調整規則ができておりますので、現在の罰則は上限10万円となっております。例えば、取締を強化するのはなかなか難しいので「罰則を強化することでこれを抑止しよう」という考えが一つございます。そういう場合に、今の調整規則の罰則でなく、一つ上の、法律による罰則を適用することができないのかというところを現在各県検討しているところでございます。

**【千田委員】**

混同してもらってはいけない。これはこれの問題。最初に言った救命胴着の着用の有無などは、全く憲法上の問題がかからないと思う。分けたらどうですかと言っています。法律の下の県条例で規制しているから憲法違反の問題ができるかもしれないということで、笠岡の保護水面も牛窓の保護水面も釣りができない訳でしょう。だから調整規則なんかでやっている。そこは分りきっている。

それから、これに関しては毎年言っていますけど、これからは漁業権の既得権

などは認めないということでしょう。だから、取り締まるべきことを分けてしないと、同じことが毎年出ますよ。逆に、夜たき釣はしても良いのでしょうか。県の調整規則で指導して何回かしなければ取り締まれないとなっていますが、(全国的に)しても良いなら、良しとしなくてはしようがないということになる。

**【事務局】**

夜たき釣、まきえ釣、保護水面の採捕行為につきましては、笠岡でのルールとは取り扱いが違います。

**【千田委員】**

それは分かりきっている。夜たき釣をしてもいいのか、という話。岡山県ではできなくても香川県ではできるのか。

**【事務局】**

できません。

**【千田委員】**

全国的にできないのでしょうか。できないならば、調整規則でする必要はなくて、法律で取り締まればいいのではないか。東京都ならいい、というようなことなら別だけでも。そこを勘違いしていませんか。

**【事務局】**

各県の調整規則ではなくて、一つの法律で、ということですね。

**【千田委員】**

そう。ライフジャケットの着用の有無というのは、漁師さんだろうが遊漁者だろうが、誰だって一緒。ただ、法律によってフェリーや救命ボート等は免除されるけれど。夜たき釣は全国でだめなのであれば、法律でくくれるのではないのでしょうか。

**【事務局】**

夜たき釣、まきえ釣、保護水面は各県で若干取り扱いが違っておまして、岡山県ではこの3つとも調整規則で禁止された行為となっております。例えば、夜たき釣については一部の県では禁止していない所もあります。そのため、全国統一という形にはなっておりません。

**【千田委員】**

なら、法律ではないのだから、好きにすれば良い。それなら、なぜ岡山で取締りをやるのかという話になる。それは、本業の人達が困るから、ということになるのだろうけど。矛盾した話になる。私は、漁業権は基本的に守ってあげなければならないと思っている。なぜ笠岡ができないのか、というのは憲法違反になるから。ところが、国はどんどん変わっているからね。漁業権は保護されなくなった。それでなおかつライフジャケットを着ける着けないとかいう話は別問題。極端に言えば、明日でも法律を作ればいい。混同してはいけない。

**【濱野会長】**

イカ釣の灯りなどが夜たきになるのか、といったら各県違ってくると思うのですが、岡山県では夜たき釣は禁止。禁止であるなら徹底的にやれ、ということか。

**【千田委員】**

ただ、全国一律でないと言っているのだから、自由にすればいい。岡山県は岡山県でやったら良いが、取り締まる方法がないとなればそれまでの話。

**【濱野会長】**

今のところは取り締まって、だんだん少なくなっている。

**【川渕委員】**

我々が一番困るのは、釣船の人らがいつもカキの筏に乗ってくること。筏は個人資産でしょう。そういう取締りを我々はできない。乗ってきて綱を外されたりとか、被害が多々ある。規則か何かを作してほしい。

**【千田委員】**

占用許可を出している所は県有財産としてというか、海面そのものが県の所管の中で初めて出している訳だ。逆に言えば、被害届が出たら取り締まらざるを得ないのではないか。駐車違反と同じで。

**【川渕委員】**

筏に乗っている人間がすごい。知り合いも乗っていたりする。

**【濱野会長】**

その知り合いが「あっちは乗せて、ここは乗せない」と言って資材を壊された



りする被害があるのであれば、筏は個人資産なのだから「これからはもう乗せない」と言えば良い。

**【千田委員】**

占有許可をもらっているところは、占有権は占有を持っている人にあるべき。それを取り締まるのは海上保安庁なのか、警察なのかどちらなのか。

**【事務局】**

まず、筏につきましては漁具ということになっておりまして、占有許可自体は取っておりません。

**【千田委員】**

ならば勝手に使って良いのか。

**【事務局】**

漁業権という免許をしておりまして、区画の中で筏を設置するという形になっております。

**【千田委員】**

区画を守る法律は何になるのか。

**【事務局】**

漁業法です。

**【千田委員】**

漁業法を取り締まるのは誰か。

**【事務局】**

県と海上保安部です。

**【千田委員】**

警察は取り締まらないのであれば、個人でなく漁業協同組合が被害届を出さないといけないのでは。

**【事務局】**

そうですね。

**【川渕委員】**

カキの養殖を筏でやっているけど、綱を切られたら終わり。やり直しがきかない。筏に船を着けて釣るのはまだ良いが、筏にまで乗ってくるのは。

**【千田委員】**

いっそのこと皆で相談してお金を取れば良いのではないか。

**【川渕委員】**

広島はそれはやっているらしい。

**【濱野会長】**

組合で、筏に乗ったら親戚でも誰も釣りをしたらだめ、と決めてしまえば良いのでは。

**【川渕委員】**

まあ、考えてはみますけど、やはりトラブルの元になりますからね。

**【千田委員】**

とはいえ、取り締まれる訳ではないし。別に漁具に対して許可を出している訳ではない。

**【尾崎委員】**

プレジャーの人としては、筏に乗って良いのだろうか、と疑問を持って乗っていると思うのですが。

**【川渕委員】**

ルールを守ってくれるのならそれで良い。魚を釣ろうと思ったら誰でも分かると思うけど、筏の間で釣っていたら普通に上がってくる訳ないのだから、絶対に場所を広げる。そして面倒になったら切って捨てる者がいる。そんな被害が多々ある。だから、筏で釣るのであれば、年間契約じゃないけど、組合にシールでももらって「許可を持っています、ここで釣らせてもらっています、綱を切るような被害は起こしません」となってくれたら一番良い。

**【原田委員】**

それが一番良いですね。

【千田委員】

しかし、そうしない者が釣っていたら同じことじゃないか。

【原田委員】

届け出ている者が、届出してない者が釣っていたら「届出を出してない者がやっ  
つてはいけないだろう」と叱るのではないか。それならば取り締まる必要もない。

【川渕委員】

そう。釣り人同士で「お前は許可証を持っているのか」というようになるので  
はないか。

【千田委員】

ならない。「なら私も払わない」となる。

【濱野会長】

なかなか難しい。組合全体でやるべき。

【千田委員】

組合全体で、岡山県全体で、だめなものはだめ、とバシッと行わなければ。だ  
れが取り締まるか、警察権力が一番分かりやすい。海面しか出してない、筏に対  
しては出してないと言うから難しい話になる。

【川渕委員】

大多府なんかカモメが止まってるように、たくさん人がいる。笠岡の海洋牧場  
はどんな感じですか。

【原田委員】

一緒ですよ。釣り筏とかやっているけど、うちの方ではまだ乗ってはないと思  
う。

【川渕委員】

挙げ句には船にまで乗っているときがある。

【千田委員】

解決にはならない。何か考えないと。同じことを毎年言っているだけ。

【濱野会長】

この話については、県につきましては水産課の方で検討してどうすればいいか、組合とも相談していただければどうかと思います。

【事務局】

はい。

【濱野会長】

続きまして、議事4「令和2年度香川岡山広域海面利用協議会委員（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

（議事4「令和2年度香川岡山広域海面利用協議会委員（案）」を資料に沿って説明）

【濱野会長】

ただ今、事務局から案が示されましたが、承認ということによろしいでしょうか。

（異議なし）

【濱野会長】

ありがとうございます。

【事務局】

ありがとうございます。御出席いただく委員の方には追って日程調整をさせていただきますので、御協力の程よろしく申し上げます。

【濱野会長】

委員の皆様方、よろしく申し上げます。

それでは事務局から「改正漁業法について」話題提供があるようですので、お願いいたします。

【事務局】

（話題提供「改正漁業法について」を資料に沿って説明）

**【濱野会長】**

ありがとうございました。なにか、御意見・御質問があればお願いいたします。

**【川渕委員】**

実際問題できるのか。I Qによる管理というのは、量を獲ってはいけない、ということでしょう。

**【事務局】**

説明が繰り返しになりますが、例えば、今のところ、T A Cが定められてI Qとって船ごとに漁獲量の制限が割り当てられるのは、基本的には、大臣が許可をしているような、日本海、太平洋でされる大型の巻き網とかですね。一枚の許可証で、何隻もの船団を組んで何十人でやるような大型の漁業、これについてまずはI Qが設定されます。

**【川渕委員】**

我々のような小さい所でやられたら、例えば一日にたまたまアジがたくさん獲れて、いちいち来られて「どうするのか」とかになれば、馬鹿な話だ。

**【事務局】**

なかなか難しいと言われておりますが、現に、岡山は直接関係ないですけど、クロマグロについては現状こうなっている。たまたま岡山で獲れないから話題になっていませんが、全国的にあちこち新聞に出ているのがクロマグロですね。やはり同じ方法です。

**【千田委員】**

近い将来には漁業協同組合ごとにくくられると思う。

**【事務局】**

かもしれません。

**【千田委員】**

そうしないと、今許可を持っている人が、今なら、許可の枚数が決まっているから、例えば原田委員が辞めて私にくれる、というようなことができるけど、それもできなくなるのでしょ。

【事務局】

そうです。

【川渕委員】

それなら組合自体が商社になるではないか。

【千田委員】

組合は漁業協同組合だから商社になるなら株式会社になりなさいということになりますね。

【川渕委員】

あと、どうしてもわからないのはナマコの許可。どこを漕いでもいいのか。

【事務局】

底びきのことですか。

【川渕委員】

そう、なまここぎ。規則があるはずだが、ナマコといっても網を入れているから魚も獲れるでしょう。あれの許可を出すのであればおかしいのではないか。

【事務局】

当然岩の周りや岸に近い所にナマコがいるから、沿岸500メートルの禁止が除外されています。

【原田委員】

笠岡はそのようなトラブルが大いにあったから、もう許可は出さない。

【事務局】

そもそも許可申請をしないのです。

【川渕委員】

ちょっとあんまりだと思う。

【事務局】

笠岡市漁協が先行事例なのですが、当然申請して許可を受ける権利はあるのですが、組合の中でよく調整して、この一年は資源や藻場への影響があるから申

請をやめよう、というようなことを話し合われて決めている組合もあります。資源への影響や他の漁場を荒らすだとか、そういうことになってきたら組合ごとに考えていかななくてはいけないと思います。

**【川渕委員】**

他にガラモとか海藻が生えていても全部ちぎってしまう。

**【事務局】**

例えば日生の周りでも、特にこの周りだけはなまここぎも操業を自粛しないか、とかそういうことはできると思います。

**【川渕委員】**

そのように決めているが、勝手に入ってきている。

**【原田委員】**

罰則強化してもらえないのではないか。

**【千田委員】**

罰則強化はできるのか。

**【川渕委員】**

それは組合の方で決めなければしょうがない。ここで言う話ではない。

**【千田委員】**

罰則を決めても笠岡では効くが日生では効かない。そうなったとき、罰則強化はできるのか。

**【事務局】**

まずは地域ごとに委員会指示を出して、それに従わなければ命令を出して、というようになると思います。

**【千田委員】**

それならば、その場ではできないね。何回か段階を踏む。そこは漁業権の問題が伴う。そうでないものは逮捕して良いのではないか。それを分けないと。占用権の問題で言えば、漁業権は漁具に与えてないということだが、漁具に与えているのであれば、漁業協同組合で一つ許可をとって中で割り当てを決めて、被害が

出たら被害届を出せば警察が取り締まらなければならないことになる。ただ、個人ですと、報復を受けたりされたりするのがいやで遠慮しているのだろう。

それから漁業権も今で言ったら、枠でもらっているけど、今度はその継承もできなくなり、誰になるか分からなくなる。今までは大体枠の数の中でやってきたが、そうはならなくなるかもしれない。ちょっと難しくなるかもしれない。

**【濱野会長】**

漁業協同組合で取れば全部組合の権利だから断れるし、区画は其中で誰が何をやるか組合で受けて交渉する訳で。

**【川渕委員】**

えらい難しい話だな。

**【千田委員】**

ただ一つだけ言えるのは、国はやはり海を畑として使おうとしているのです。

**【川渕委員】**

もう一つ、違う意見もありますが、漁業協同組合が閉鎖した場合、海はあるけど資金がない、そのような場合そこを組合が賃貸するようなことはできるようになるのですか。

**【事務局】**

貸し借りはできないです。昔も今もできません。

今までは、どれだけ企業が魚の養殖をしたいという場合であっても、ほとんどの場合、漁協の法人の組合員になって、免許は組合が受けて、法人である組合員に行使させている、という例が多いです。しかし、今後は、その場所が漁協に免許するのが適している漁場なのか、企業、いわゆる個人に対して免許するのが適している漁場なのか、ということを経が判断して、漁場計画の中で、これは団体向けか個人向けか、というのを最初に決めるのです。つまり、今後は、県が漁場計画を作って、個人免許に適している漁業権であれば、法人が直接免許を受けることができる、という制度になります。

**【千田委員】**

もう土地として使おうとしている。水産業者等が来る。我々（漁業者）はどうすればいいのか、となれば、そこに勤めればよろしい、となるだろう。



【濱野会長】

他に何か御質問はございませんでしょうか。

【千田委員】

県内一漁協の話はどうなっていますか。

【濱野会長】

まだ今のところ立消えということで。倉敷の方がなかなか。一市一漁協は近いのではないのでしょうか。

【千田委員】

昔、児島は13漁協ありましたね。

【川渕委員】

一つになるのなら、ど真ん中になるのかな。玉野とか。東西の一番端につくっでもしかたない。

【濱野会長】

まあ、一市一漁協が先ですよ。

【川渕委員】

我々も近隣漁協と色々あるから。合併といっても、なかなか難しい。

【千田委員】

そうなったときに、地先の漁業協同組合の持ち場があるでしょう、例えば、一市で合併したとき、区域が広がって、隙間がないようになるのかどうかは考えておかなければならない。例えば、合併されて漁協が無くなってそこに漁師がいないということになったら、地先の組合の持ち場も一緒に包括するのか。そうしないと穴ができる。穴ができたら、さっきの話のように言えば「適当に管理しているところは任せるけど、空いたところは出す」となるのだから、そこに人が入ってくるようになる。

【川渕委員】

それはない。

**【濱野会長】**

やはり、合併すれば、その地先はそこに持っていくだろう。

**【川渕委員】**

合併しても、自分が使っていた所はそこまで持っていく。合併したとしても海の漁場は同じにならない。

海はきれいに線引きしている。あれはなかなか一緒にはならない。

**【千田委員】**

なるほど。

**【濱野会長】**

それでは意見も出尽くしたようなので、本日は大変お忙しい中、長時間にわたり御協議いただきましてありがとうございました。これをもって本協議会を閉会とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。